

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針

（平成 28 年 12 月 20 日  
閣 議 決 定）

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 28 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 29 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

#### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等 (略)

#### 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

##### 【内閣府】

#### (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

(i) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理 (3 条 1 項、3 項及び 7 項並びに 4 条 1 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査 (3 条 5 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知 (3 条 8 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示 (3 条 9 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表 (7 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保 (8 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等 (29 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等 (30 条)  
(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(ii) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園の変更の届出等 (29 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園の報告の徴収等 (30 条)  
(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

### (3) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## 【厚生労働省】

### (1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(ii) 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限（34 条の 12、34 条の 14、34 条の 18 及び 34 条の 18 の 2）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法（平 24 法 65）附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。（関係府省：内閣府）

(iii) 放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 3 項）の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

## 【内閣府】

### (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。

- ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまたがる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 28 年 1 月 13 日付け文部科学省事務連絡、平成 28 年 4 月 18 日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成 28 年 1 月 7 日付け厚生労働省事務連絡、平成 28 年 4 月 20 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

- ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### **（6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）**

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）については、以下のとおりとする。

- ・保育室等の設置階（同省令 6 条 4 項）については、満 3 歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を 2 階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を 3 階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・満 3 歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を 3 階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）
- ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例（同省令附則 4 条）については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）
- ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支

援法（平 24 法 65）附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### （7）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（i）子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20 条 4 項）については、平成 28 年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（ii）子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20 条 3 項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。（関係府省：厚生労働省）

### 【厚生労働省】

#### （4）児童福祉法（昭 22 法 164）

（vi）放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 3 項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。

- ・認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成 28 年度中に周知する。
- ・認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成 28 年度中に周知する。
- ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に

係る調査を行った上で、平成 30 年度までに結論を得る方向で検討する。  
その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。

- ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成 31 年度までの経過措置期間（同省令附則 2 条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成 30 年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。

#### （５）児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- （i）延長保育事業（子ども・子育て支援法 59 条 2 号）又は一時預かり事業（子ども・子育て支援法 59 条 10 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 7 項）の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）（対象児童が少人数の場合に限る。）と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成 28 年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（関係府省：内閣府）

- （ii）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設（同省令 6 条 3 号）については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。（関係府省：内閣府）
- ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設（同省令 16 条 2 項）については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設（同項 1 号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項 2 号）及び共同調理場等（同項 3 号）以外の事業者からの搬入を

行うことについて検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省：内閣府)

### (23) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(iii) 子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（59 条 12 号及び児童福祉法（昭 22 法 164）6 条の 3 第 14 項）については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれること等を、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。(関係府省：内閣府)

(iv) 病児保育事業（59 条 11 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 13 項）については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低 1 名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、平成 29 年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。

- ・ 離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。
- ・ 利用児童が 2 名以下で実施する。
- ・ 子育て支援員研修（地域型保育）を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師 1 名が常駐する。
- ・ 病児保育以外の業務に従事している看護師 1 名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。(関係府省：内閣府)